

再商品化義務量の算定に係る量、比率等

1. 特定事業者責任比率（A）

< 特定事業者責任比率の算定の考え方 >

今年度の容器包装利用・製造等実態調査及び容器包装廃棄物分類調査の結果に基づいて特定事業者責任比率を算定し、かつ昨年度の調査結果に基づく同比率と平均することで算出。（詳細な算定方法は参考資料第1章 3. (1) ①～⑤参照）

< 表 1－1 特定事業者責任比率 >

特定分別基準適合物	特定事業者責任比率 (A)	小規模事業者 分の比率	前年度	
			特定事業者責任比率	小規模事業者 分の比率
ガラスびん（無色）	97%	3%	(97%)	(3%)
ガラスびん（茶色）	85%	15%	(82%)	(18%)
ガラスびん（その他の色）	91%	9%	(93%)	(7%)
PETボトル	100%	0%	(100%)	(0%)
紙製容器包装	97%	3%	(99%)	(1%)
プラスチック製容器包装	99%	1%	(99%)	(1%)

2. 再商品化義務総量（B）

< 再商品化義務総量の算定の考え方 >

品目毎に再商品化見込量と分別収集計画量の少ない方を基礎として、特定事業者責任比率を乗じて算出。（詳細な算定方法は参考資料第1章 3. (1) ⑥参照）

再商品化計画（再商品化見込量）及び分別収集見込総量は、以下のとおり。

< 表 1－2 再商品化計画（再商品化見込量） >

（単位：千トン）

特定分別基準適合物	H 2 6 年度	H 2 7 年度	H 2 8 年度	H 2 9 年度	H 3 0 年度
ガラスびん（無色）	1 7 0	1 7 0	1 7 0	1 7 0	1 7 0
ガラスびん（茶色）	1 8 0	1 8 0	1 8 0	1 8 0	1 8 0
ガラスびん（その他の色）	1 6 0	1 6 0	1 6 0	1 6 0	1 6 0
PETボトル	4 1 9	4 2 2	4 4 9	4 5 0	4 7 1
紙製容器包装	2 5 3	2 5 3	2 5 3	2 5 3	2 5 3
プラスチック製容器包装	1 3 4 6	1 3 4 9	1 3 4 9	1 3 4 8	1 3 4 6

< 表 1－3 分別収集見込総量 >

(単位：千トン)

特定分別基準適合物	H 2 6 年度	H 2 7 年度	H 2 8 年度	H 2 9 年度	H 3 0 年度
ガラスびん（無色）	3 2 3	3 2 2	3 2 1	3 2 0	3 1 9
ガラスびん（茶色）	2 7 4	2 7 3	2 7 2	2 7 0	2 6 9
ガラスびん（その他の色）	1 8 6	1 8 6	1 8 6	1 8 7	1 8 7
P E T ボトル	3 0 5	3 0 5	3 0 6	3 0 6	3 0 8
紙製容器包装	1 3 2	1 3 6	1 3 6	1 3 8	1 3 9
プラスチック製容器包装	7 5 9	7 6 3	7 7 0	7 7 4	7 7 5

平成 2 6 年度の再商品化義務総量（B）は、以上の考え方に基づき以下のとおり。

< 表 1－4 再商品化義務総量 >

特定分別基準適合物	H26年度の分別収集見込総量(7)	H26年度の再商品化見込量(イ)	(7)、(イ)のうちいずれか少ない量を基礎として算出した量	特定事業者責任比率(A)	H26年度の再商品化義務総量(B)
	千トン	千トン	千トン	%	トン
ガラスびん（無色）	323	170	170	97	164,900
ガラスびん（茶色）	274	180	180	85	153,000
ガラスびん（その他の色）	186	160	160	91	145,600
P E T ボトル	305	419	305	100	305,000
紙製容器包装	132	253	34*	97	32,980
プラスチック製容器包装	759	1,346	759	99	751,410

(*)；分別収集見込総量から、環境省が調査した市町村独自処理（98千トン）を差し引いた量

3. 特定容器比率（C）

< 算定の考え方 >

今年度の容器包装利用・製造等実態調査及び容器包装廃棄物分類調査の結果に基づいて特定容器比率を算定し、かつ昨年度の調査結果に基づく同比率と平均することで算出。

（詳細な算定方法は参考資料第 1 章 3. (1)⑦参照）

なお、ガラス製容器及び P E T ボトルは、いずれも特定容器のみであって特定包装はないため、本比率は 1 0 0 % とする。

< 表 2 特定容器比率 >

特定分別基準適合物	特定容器比率(C)	前年度
紙製容器包装	89.74%	(89.15%)
プラスチック製容器包装	93.44%	(93.91%)

4. 業種別比率（D）

<算定の考え方>

今年度の容器包装利用・製造等実態調査及び容器包装廃棄物分類調査の結果に基づいて業種別比率を算定し、かつ昨年度の調査結果に基づく同比率と平均することで算出。（詳細な算定方法は参考資料第1章 3. (1)⑧参照）

< 表 3 >

（単位：％）

業種の区分	ガラス製容器			P E T ボトル
	無色	茶色	その他	
1. 食料品製造業	52.53 (52.73)	4.36 (4.33)	4.34 (4.44)	4.65 (5.36)
2. 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	19.26 (19.62)	48.32 (47.58)	14.70 (14.74)	92.76 (92.17) ※
3. 酒類製造業	24.32 (23.27)	14.68 (13.49)	78.20 (77.95)	2.59 (2.47)
4. 油脂加工製品・石鹼・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業				
5. 医薬品製造業	1.85 (1.68)	31.85 (33.73)	0.76 (0.75)	
6. 化粧品・歯磨その他の 化粧用調整品製造業	1.60 (1.92)	0.23 (0.23)	1.54 (1.75)	
7. 小売業				
8. その他の事業	0.44 (0.78)	0.56 (0.64)	0.46 (0.37)	
合 計	100.00 (100.00)	100.00 (100.00)	100.00 (100.00)	100.00 (100.00)

※＝清涼飲料製造業

上段：平成26年度の適用数値案

下段：（ ）内は平成25年度の適用数値

< 表 3 >

(単位：％)

業種の区分	紙製 容器	プラスチック製 容器
1. 食料品製造業	35.79 (36.65)	55.44 (56.82)
2. 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	5.79 (6.12)	4.71 (4.60)
3. 酒類製造業	4.31 (3.94)	0.22 (0.24)
4. 油脂加工製品・石鹼・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業	4.83 (5.47)	6.68 (6.17)
5. 医薬品製造業	2.23 (2.18)	2.09 (2.05)
6. 化粧品・歯磨その他の 化粧用調整品製造業	2.12 (1.98)	5.43 (5.42)
7. 小売業	12.10 (10.66)	14.33 (14.15)
8. その他の事業	32.83 (33.00)	11.10 (10.55)
合 計	100.00 (100.00)	100.00 (100.00)

上段：平成26年度の適用数値案

下段：（ ）内は平成25年度の適用数値

5. 業種別特定容器利用事業者比率（E）

＜算定の考え方＞

今年度の容器包装利用・製造等実態調査及び容器包装廃棄物分類調査の結果に基づいて業種別特定容器利用事業者比率を算定し、かつ昨年度の調査結果に基づく同比率と平均することで算出。（詳細な算定方法は参考資料第1章 3. (1)⑨参照）

＜ 表 4 ＞

（単位：％）

業種の区分	ガラス製容器						P E T ボトル	
	無色		茶色		その他			
	利用	製造等	利用	製造等	利用	製造等	利用	製造等
1. 食料品製造業	95.45 (95.00)	4.55 (5.00)	98.61 (98.52)	1.39 (1.48)	95.88 (96.18)	4.12 (3.82)	92.44 (92.93)	7.56 (7.07)
2. 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	94.45 (95.68)	5.55 (4.32)	92.00 (92.19)	8.00 (7.81)	92.46 (93.30)	7.54 (6.70)	85.56 (84.64) ※	14.44 (15.36) ※
3. 酒類製造業	94.09 (93.13)	5.91 (6.87)	96.93 (96.98)	3.07 (3.02)	95.23 (94.48)	4.77 (5.52)	93.87 (93.95)	6.13 (6.05)
4. 油脂加工製品・石鹼・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業								
5. 医薬品製造業	99.72 (98.96)	0.28 (1.04)	94.74 (94.90)	5.26 (5.10)	98.08 (98.67)	1.92 (1.33)		
6. 化粧品・歯磨その他の 化粧用調整品製造業	98.08 (96.75)	1.92 (3.25)	99.70 (99.14)	0.30 (0.86)	95.80 (96.12)	4.20 (3.88)		
7. 小売業								
8. その他の事業	98.67 (99.66)	1.33 (0.34)	97.70 (96.84)	2.30 (3.16)	92.78 (91.19)	7.22 (8.81)		

※＝清涼飲料製造業

上段：平成26年度の適用数値案

下段：（ ）内は平成25年度の適用数値

< 表 4 >

(単位：％)

業種の区分	紙製 容器		プラスチック製 容器	
	利用	製造等	利用	製造等
1. 食料品製造業	96.72 (96.04)	3.28 (3.96)	95.92 (95.30)	4.08 (4.70)
2. 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	91.18 (94.71)	8.82 (5.29)	96.52 (96.95)	3.48 (3.05)
3. 酒類製造業	94.04 (94.88)	5.96 (5.12)	98.44 (98.87)	1.56 (1.13)
4. 油脂加工製品・石鹼・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業	96.49 (95.97)	3.51 (4.03)	91.05 (91.49)	8.95 (8.51)
5. 医薬品製造業	99.53 (98.17)	0.47 (1.83)	98.45 (98.16)	1.55 (1.84)
6. 化粧品・歯磨その他の 化粧用調整品製造業	99.37 (98.86)	0.63 (1.14)	95.41 (95.19)	4.59 (4.81)
7. 小売業	98.99 (98.72)	1.01 (1.28)	98.67 (98.84)	1.33 (1.16)
8. その他の事業	99.49 (99.44)	0.51 (0.56)	99.14 (98.99)	0.86 (1.01)

上段：平成26年度の適用数値案

下段：（ ）内は平成25年度の適用数値

6. 事業系比率（F）

<算定の考え方>

今年度の容器包装利用・製造等実態調査及び容器包装廃棄物分類調査の結果に基づいて事業系比率を算定し、かつ昨年度の調査結果に基づく同比率と平均することで算出。（詳細な算定方法は参考資料第1章 3.(2)②参照）

< 表 5 >

（単位：％）

業種の区分	ガラス製容器						PETボトル	
	無色		茶色		その他			
	利 用	製造等	利 用	製造等	利 用	製造等	利 用	製造等
1. 食料品製造業	0 (5)	0 (0)	10 (10)	0 (0)	5 (0)	0 (0)	10 (5)	5 (5)
2. 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	5 (5)	0 (0)	10 (20)	0 (0)	5 (5)	5 (5)	10 (20) ※	0 (5) ※
3. 酒類製造業	35 (35)	15 (15)	30 (25)	5 (5)	30 (30)	15 (20)	20 (25)	10 (5)
4. 油脂加工製品・石鹼・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業								
5. 医薬品製造業	40 (30)	0 (5)	20 (20)	0 (0)	15 (35)	0 (0)		
6. 化粧品・歯磨その他の 化粧用調整品製造業	0 (5)	0 (0)	0 (5)	0 (0)	5 (5)	0 (0)		
7. 小売業								
8. その他の事業	25 (15)	25 (0)	70 (70)	45 (0)	10 (5)	15 (5)		

※＝清涼飲料製造業

上段：平成26年度の適用数値案

下段：（ ）内は平成25年度の適用数値

< 表 5 >

(単位：%)

業種の区分	紙製 容器		プラスチック製 容器	
	利 用	製造等	利 用	製造等
1. 食料品製造業	15 (15)	10 (10)	15 (15)	15 (10)
2. 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	10 (15)	0 (0)	15 (20)	0 (0)
3. 酒類製造業	10 (10)	5 (5)	30 (35)	0 (0)
4. 油脂加工製品・石鹼・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業	5 (10)	0 (0)	10 (10)	0 (0)
5. 医薬品製造業	50 (50)	0 (0)	55 (60)	25 (15)
6. 化粧品・歯磨その他の 化粧用調整品製造業	5 (5)	0 (0)	0 (5)	5 (0)
7. 小売業	25 (40)	0 (5)	15 (10)	15 (25)
8. その他の事業	20 (25)	15 (20)	40 (45)	30 (35)

包装（各業種共通）	35 (35)		35 (45)	
-----------	------------	--	------------	--

上段：平成26年度の適用数値案

下段：（ ）内は平成25年度の適用数値

7. 当該業種全体の容器包装廃棄物の排出見込量（G）

＜算定の考え方＞

今年度の容器包装利用・製造等実態調査及び容器包装廃棄物分類調査の結果に基づいて当該業種全体の容器包装廃棄物の排出見込量を算定し、かつ昨年度の調査結果に基づく同排出見込量と平均することで算出。（詳細な算定方法は参考資料第1章 3. (2)①参照）

＜表 6＞

（単位：トン）

業種の区分	ガラス製容器						PETボトル	
	無色		茶色		その他		利 用	製造等
	利 用	製造等	利 用	製造等	利 用	製造等		
1. 食料品製造業	251,202 (239,488)	279,368 (269,520)	16,858 (15,229)	21,073 (18,287)	7,241 (6,495)	9,515 (6,878)	22,499 (24,119)	26,438 (25,599)
2. 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	81,405 (89,182)	90,296 (99,456)	214,850 (164,813)	272,394 (226,736)	23,901 (21,752)	34,362 (26,579)	448,553 ※	514,689 ※
3. 酒類製造業	124,200 (106,219)	143,647 (128,596)	61,957 (46,202)	90,806 (77,656)	128,347 (115,481)	153,721 (141,167)	12,481 (10,981)	14,209 (13,782)
4. 油脂加工製品・石鹼・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業								
5. 医薬品製造業	6,882 (7,668)	8,605 (8,010)	116,790 (117,155)	152,751 (157,390)	1,200 (1,136)	1,650 (1,501)		
6. 化粧品・歯磨その他の 化粧用調整品製造業	7,125 (8,713)	7,340 (9,334)	1,048 (828)	1,117 (815)	2,573 (2,557)	2,810 (2,461)		
7. 小売業								
8. その他の事業	2,178 (3,467)	835 (1,761)	2,058 (2,113)	2,035 (5,747)	776 (527)	341 (524)		

※＝清涼飲料製造業

上段：平成26年度の適用数値案

下段：（ ）内は平成25年度の適用数値

< 表 6 >

(単位：トン)

業種の区分	紙製 容器		プラスチック製 容器	
	利 用	製造等	利 用	製造等
1. 食料品製造業	240,299 (232,690)	241,732 (242,116)	607,851 (581,815)	584,347 (566,633)
2. 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	37,644 (38,411)	61,351 (44,789)	51,372 (47,145)	78,878 (79,886)
3. 酒類製造業	28,896 (25,466)	26,433 (22,961)	2,371 (2,348)	5,280 (5,152)
4. 油脂加工製品・石鹼・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業	32,454 (34,256)	35,215 (41,477)	72,953 (64,101)	83,175 (76,586)
5. 医薬品製造業	14,904 (13,773)	27,644 (28,982)	22,952 (21,142)	41,061 (49,376)
6. 化粧品・歯磨その他の 化粧用調整品製造業	12,691 (12,691)	15,056 (12,708)	60,102 (56,606)	80,543 (75,435)
7. 小売業	82,310 (70,949)	123,856 (118,405)	157,746 (146,862)	170,441 (142,143)
8. その他の事業	223,009 (213,875)	271,230 (266,457)	123,512 (112,310)	201,085 (185,331)

包装（各業種共通）	92,439 (90,123)		101,438 (84,816)	
-----------	--------------------	--	---------------------	--

上段：平成26年度の適用数値案

下段：（ ）内は平成25年度の適用数値